

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 7 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官

(子ども・子育て支援担当)

緊急事態宣言後の保育所等の対応について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省子ども家庭局保育課等により、別添「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」が発出されましたので、周知させていただきます。

つきましては、別添事務連絡の趣旨を御理解いただき、企業主導型保育事業実施者に対して、ご周知いただくとともに、企業主導型保育事業実施者におかれては、臨時休園等の検討に当たって、施設設置所在地の市町村と連携して対応いただくよう併せて周知をお願いいたします。